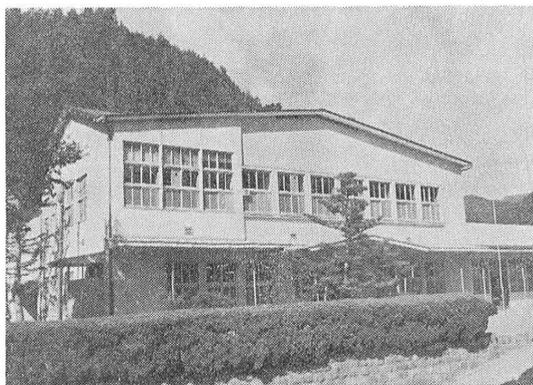


第二篇 美川村の誕生



美川村庁舎

第一章 明治以来の県内の動き

第一節 明治維新……………一五

一、愛媛県の誕生（明治六年）……………一五

二、大区小区制（明治五年）……………一五

第二節 明治中期……………一七

一、郡区町村編成法（明治一一年）……………一七

二、市制町村制（明治二一年）……………一九

三、郡の統合（明治三〇年）……………二〇

第三節 町村合併促進法……………二一

第二章 美川村の生れるまで

第一節 二カ村半合併への経緯……………二四

第二節 新村の成立……………三五

第一章 明治以来の県内の動き

第一節 明治維新

一、愛媛県の誕生（明治六年）

明治四年七月一四日に廃藩置県が行われて全国に三府三〇二県ができたが、これらはもとの藩の名をそのまま県名としたもので、伊予国にも西条・小松・今治・松山・大洲・新谷・宇和島・吉田の八県ができた。しかし藩には大藩・小藩があつて広さもまちまちで、新谷藩などは領域がまとまっていなかったから、このままでは行政区画としては不十分であつた。

それで同年一月一五日に全国が三府七二県になつたとき、伊予国では松山以东の四県を合せて松山県とし、大洲以西の四県を合せて宇和島県とする二県に統合した。だが、松山・宇和島の名はもとの藩の感じが強いので明治五年二月九日に松山県を石鉄県、六月二三日に宇和島県を神

山県と改めた。これは松山県のほぼ中央にあつて四国一の高山である石鎚山と、宇和島県内の出石山をむかし「矢野の神山」と呼んだということから名づけたものである。

しかし、この石鉄・神山の二県の名も一年そこそこで明治六年二月二〇日に二県を合せて愛媛県となつた。愛媛という名は日本で最も古い史書である古事記に、伊予国は「えひめ」という女神の住む所と記してあることから取つたものである。この愛媛県は九年八月二一日に全国が三府三五県にまとめられたとき、讃岐国を合せた広い愛媛県となつたが、一二年たった明治二一年一二月に讃岐国が分れて香川県を復活し、伊予一国をもって愛媛県とするもとの姿にかへつた。

二、大区小区制（明治五年）

伊予国には古くから宇摩・新居・周布・桑村・越智・野間・風早・和氣・温泉・久米・浮穴・伊予・喜多・宇和の一四郡があつて、その下に藩政時代に一、〇〇〇余の小村があつたが、これがそのまま明治に引つがれた。これらの村は一村六〇戸から七〇戸くらいのもが多かつた。

新政府は明治五年一〇月一〇日に、この郡村の行政区画

を改めて大区小区制を定めた。これは人心を一新することと、前年に布告した戸籍法を徹底させて徴兵令に備えるものであったとみられる。戸籍法は四年四月四日に布告されて、翌五年に戸籍が作られた。これが^{じんこ}壬申戸籍と呼ばれるものである。それまでの戸籍は江戸時代の宗門人別帳を引ついだもので、身分ごとに別になっていたので複雑で、もし手落ちがあっても調べて改めることが困難であったのに対し、これは士族平民などの身分にかかわらず居住地によって作成している。そのため調査も容易で、正確を期することができた。

大小区制はいくつかの村を合せて小区を作り、小区をいくつか合せて大区を作るので、だいたい三〇〇戸を一小区と見立てて設定した。石鉄県下を一八大区二二七小区、神山県下を一一大区七〇小区に分けたが、浮穴郡について見ると久万山分が第一七大区、平野郡が第一八大区となり、前者は一三小区に、後者は八小区に分けられている。藩政時代から引きつがれた浮穴郡の村名もわかるので記しておく。ただしこれは松山藩領のみで、大洲藩・新谷藩領の浮

穴郡は神山県下に入れられている。

第一七大区（浮穴郡久万山二四村三、八六七戸）

第一小区 二二八戸 北番村の内直瀬分

第二小区 二五六戸 北番村の内柚野分

第三小区 二二二戸 北番村の内大味川分

第四小区 三七一戸 東川村・七鳥村・仕出村

第五小区 三七二戸 久主村・黒藤川村

第六小区 二六八戸 西谷村

第七小区 二二七戸 柳井川村

第八小区 二四七戸 日野浦村・沢渡村

第九小区 三三三戸 大川村・有枝村・黒岩村

第一〇小区 二二二戸 畑野川村

第一一小区 四二二戸 菅生村・野尻村・久万町村

第一二小区 三六四戸 入野村・西明神村・東明神村

第一三小区 三三五戸 窪野村・久谷村

第一八大区（浮穴郡平野部二三村三、四一四戸）

第一小区 三〇四戸 河之内村

第二小区 五七八戸 則之内村・南方村

第三小区 五八六戸 井内村・上林村・下林村

第四小区 二九七戸 吉久村・見奈良村・田窪村

第五小区 四九六戸 上村・津吉村・中野村・東方

村・小村・河原村

第六小区 三七八戸 牛淵村・野田村

第七小区 三五七戸 浄瑠璃寺村・惠原町・西野村

第八小区 四一八戸 高井村・森松村・井門村

愛媛県となつてから七年五月二〇日に一小区二、〇〇〇

戸を目安として再編成を行なつた。その結果、東の宇摩郡

を第一大区とした一四大区三一一小区となつた。浮穴郡久

万山全域を第七大区と呼び、その中が八小区に分けられ

た。九年に讃岐国を合せた大愛媛県となると大区の数も二

一となり、久万山は第一四大区となつたが、その中の八小

区の区域に變動はなかつた。

大区には区長、小区には戸長がおかれたが、戸長の主たる任務は戸籍の作成と管理であつた。この区長・戸長には

これまでの庄屋が任命された例が多いが、小区が基準戸数

を目標として機械的に設定されたため、これまでの村と小

区にはずれが多くて戸長と住民との結びつきが弱まり、親

近感が失われた。大小区制というものが、長年の間、村の

生活になじんで来た住民の感情を無視するという欠点を持

っている以上、これは強固な自治の基礎とはなり得ない。

そのために政府は、さらに新しい施策を講じなければなら

なかつた。

第二節 明治中期

一、郡区町村編成法（明治十一年）

かねて西洋の地方制度の調査にあつていた内務卿の大久保利通が帰朝してくると、「自治行政こそ立憲政治の基礎である」と力説して大区小区制の検討をはじめた。その結果、大区小区制はわずか六年たらずの寿命で廃止されて明治十一年七月に、郡区町村編成法が公布された。これは左記の六条から成る簡単なものであつた。

第一条 地方ヲ画シテ府県ノ下、郡区町村トス

第二条 郡町村ノ名称ハ総テ旧ニ依ル

第三条 郡ノ区域広闊ニ過ギ不便ナルモノハ一郡ヲ画シ

テ数郡トナス、東西南北、上中下郡ト言フガ如

シ

第四条 三府五港其他人民輻輳ノ地ハ別ニ一区トナシ、

其広闊ナルモノハ區別シテ数区トナス

第五条 郡毎ニ郡長各一員ヲ置キ、毎区ニ区长各一員ヲ

置ク、郡ノ狭小ナルモノハ数郡ニ一員ヲ置クコ

トヲ得

第六条 毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町ニ一員ヲ置

クコトヲ得、但区内ノ町村ハ区长ヲ以テ戸長ノ

事務ヲ兼ヌルコトヲ得

つまり一条では府県の下には行政単位として郡区町村を
おく、区はのちの市にあたるものである。二条では郡町村
の区域、名称をもとのまゝに復活させ、三条では郡の区域
の広すぎて不便なものは東西南北とか上中下などの数郡に
分けることを認め、四条では人口の特に多い地は区、また
は数区とすると規定している、後段は大都市に適用される
ものである。五、六条では郡には郡長、町村には戸長を各
一名置くことにするが、小さな郡や町村では数郡に郡長一
名、数町村に戸長一名でもよい、としている。

このとき愛媛県では三条の規定にしたがって郡の手直し
を行なった。他郡にくらべて著しく広大な宇和郡を東西南

北の五郡に、浮穴郡を上下二郡に分けた。そのため明治初
年に伊予国内に一四郡あったものが、明治一年の末に一
八郡となった。そして同年二月一六日に郡長が任命され
たが、五条の規定を適用して狭い郡は二郡または三郡を兼
ねる郡長もあって一八郡に一四名が配置された。いまま・
下浮穴郡の初代郡長およびその管内のようすを見ると、次
のようである。

| 郡名 | 郡役所所在地 | 初代郡長 | 管内人口 | 戸長数 |
|------|--------|------|--------|-----|
| 上浮穴郡 | 久万町 | 秋山 静 | 二九、三三五 | 二八 |
| 下浮穴郡 | 森松村 | 桧垣 伸 | 三八、四七四 | 三六 |

もともと浮穴郡は藩政時代に松山領・大洲領・新谷領に
分けられていたものが上・下二郡に分けられたので、上浮
穴郡は久万山分と小田分を合せた四四村、下浮穴郡は六〇
村となった。このときの久万山は久谷・窪野を含まず、地
勢の関係から明治七年に離脱)また大洲領となっていた下
野尻・露峰・二名・父野川を合せている。したがって上浮
穴郡四四村に対して戸長数二八というのは六条の規定が適
用されたものである。

明治一七年には戸長も民選となり、町村が一つの自治体とみなされるようになったが、当時の町村数は全国で七万もあり、こうした小規模の町村では立憲政治の基礎となる自治体としては弱少にすぎた。政府は町村の数を思い切つてへらし、一町村の区域を拡大することを考えた。戸長は平均二、三カ町村を管理していたから、戸長役場の数は全国で三万三八〇〇くらいあった。政府は新しい町村数をこの戸長役場数の三分の一、つまり一万一五〇〇くらいにして、来るべき国会開設に備えようとした。

一、市制町村制（明治二二年）

明治一六年一二月に内務卿となった山県有朋やまがたありともは、ドイツ人の法学者アルベルト・モッセを招いて市制町村制の原案をつくらせた。その法案が二〇年一二月に出来て、元老院・内閣で論議された。町村長公選という原案に対して元老院で強い反対があったが、山県は「真の自治の精神をやしなうためには公選でなくてはならぬ」と主張して、原案をおし通した。また公布にあたっては大事をとって、二二年二月に市制町村制研究会を開いて地方長官を招集して趣

旨を徹底させることにつとめた。この席上で山県は、「国家の基礎を強固にするためには、まず町村自治の組織を立てなくてはならない。国家と町村との関係は、たとえていえば家とその土台のようなもので土台が弱くて家だけ丈夫である道理はない。国会開設もま近い現在において、地方制度の確立は一日も延ばすことの出来ない急務である」と述べ、また実施にあたっては人民の気持を聞いて慎重を期するようにと注意をあたえている。

二二年四月一七日に市制町村制は公布され、翌二二年四月一日から二三年にわたって全国に施行された。新しい町村は三〇〇戸から五〇〇戸くらいを標準とし、民情に反しないように、という注意が二二年六月の内務大臣訓令の中に記されている。また市制では人口二万五〇〇〇以上を市の標準とし、それ以下でも将来の発展の予想されるものは認めることにしている。

この結果は全国に七万〇四三五あった町村が二二年末には三九市一万三三四七町村になった。二二年一二月一五日に全国で三八番目の市として松山市が出来たが、これは今までの市街地に隣接する持田村・中村・味酒村・立花村の

各一部を編入したもので戸数七五一九、人口三万二九一六で、国が示した市の人口基準を大きく上まわっていた。

大愛媛県の中から香川県が離れたのは二一年一二月のことであるから、市制町村制の実施は伊予一国の愛媛県にもどってからのことである。この制実施の結果、愛媛県は一市一三町二八五村となり、これまでの町村数の四分の一になった。いま上浮穴郡について町村制実施のあとを見ると次のようである。

| 新村名 | 旧村名 |
|------|------------------------|
| 柚川村 | 柚野村、大味川村 |
| 柳谷村 | 西谷村、柳井川村 |
| 中津村 | 久主村、黒藤川村、沢渡村 |
| 弘形村 | 日野浦村、中黒岩村、上黒岩村、大川村、有枝村 |
| 仕七川村 | 仕出村、東川村、七鳥村 |
| 川瀬村 | 直瀬村、上畑野川村、下畑野川村 |
| 明神村 | 東明神村、西明神村、入野村 |
| 菅生村 | 菅生村 |
| 久万町村 | 久万町村、上野尻村、下野尻村 |
| 父二峰村 | 露峰村、二名村、父野川村 |
| 田渡村 | 白杵村、吉野川村、中田渡村、上田渡村 |
| 参川村 | 本川村、中川村、上川村 |
| 小田町村 | 大平村、日野野川村、寺村、町村 |

| | |
|-----|-------------|
| 石山村 | 南山村、立石村 |
| 浮穴村 | 北平村、小屋村、川上村 |
| 一五 | 四四 |

三、郡の統合（明治三〇年）

明治二二年の市制町村制にひきつづいて二三年五月には府県制郡制が公布されて、地方行政制度はしだいに整備されていった。愛媛県の場合は行政単位としての郡の広さの不平均が目立ったため、その手直しが行われることになった。

二九年四月に越智・野間の二郡を合せて越智郡とした。また上浮穴郡の八カ村（原町村・砥部村・広田村・出淵村・中山村・佐礼谷村・上灘村・下灘村）を伊予郡に合せた。三〇年四月には大がかりな郡の統合が行われた。これまでの温泉・久米・風早・和氣の四郡と上浮穴郡の残りの六カ村（三内村・南吉井村・浮穴村・拝志村・荏原村・坂本村）および伊予郡の二村（垣生村・余土村）を合せて温泉郡とした。また周布・桑村の二郡を合せて周桑郡をつくった。

これによって周布・野間・風早・和気・久米・下浮穴の七つの郡名が消えて新しい周桑郡が生まれ、越智郡・温泉郡・伊予郡は郡名はもとのままだが、区域をひじょうに拡大した三郡に代った。

このとき定まった松山市・宇摩郡・新居郡・周桑郡・越智郡・温泉郡・伊予郡・上浮穴郡・喜多郡・東宇和郡・西宇和郡・北宇和郡・南宇和郡という一市一三郡の名称は、今後ながく県民の生活に親しまれるものとなった。

第三節 町村合併促進法

文化の発達、とくに交通機関の発達によって、われわれの行動範囲がひろがってくる。そのことは当然、行政区画の拡大をうながすことになる。

明治中期に、時代の要求にもとづいて町村制が実施されて一村の標準戸数を三〇〇〇戸ないし五〇〇〇戸としたため、愛媛県の藩政時代一〇〇〇余の小村は四分の一に整理されて一市一三町二八五村となった。その後大正・昭和と時代が進んで、昭和も二〇年代となると町村制の施行も六〇年

前のむかし話となってきた。この長い期間には、しだいに行政区画の上にも変化が見られた。

昭和二八年一〇月現在では市について見ても松山について今治（大正九）、宇和島（大正二〇）、八幡浜（昭和一〇）、新居浜（昭和一一）、西条（昭和一六）と五市が生まれ、一二郡の下は四〇町一八八村となっている。また行政自治体であった郡制が大正一〇年に廃止されて郡長がなくなり、郡の名はたんに行政上、地理上の区画をしめすだけのものとなった。

しかし、この行政区画ではまだ小さすぎる。六〇年前の市制町村制のような画期的な政策を打出す必要があった。たまたま昭和二四年に、占領軍治下の日本の税制調査にやって来たコロンビア大学のシャープ博士が日本の実状を見て、「日本では地方自治をもっと尊重しなくてはならない。住民に直結する市町村は最も大切であるから、国と地方団体でやっている仕事全部を再検討して、市町村でやれる仕事は全部これにまかせた方がよい。そのために市町村を、多くの仕事をさばき切れる能力を持つ団体に育て上げる必要がある」と政府に勧告した。

そこで政府は、各方面の有識者を選んで地方行政調査委員会を作つて研究を重ね、アメリカの地方自治の状況も視察し、二五年一二月に、

一、地方団体に国よりも優先的に多くの仕事をやらせるべきであり、府県よりも市町村を優先すべきである。

二、そのために町村の規模を人口七〇〇〇ないし八〇〇

〇とすべきである。

という結論を得たので、地方自治庁は各都道府県に対して町村合併を進めるように通達した。

昭和二五年の調査では全国に一万〇一六六町村があつて、人口五〇〇〇以下の町村が七〇%を占め、そのうち二〇%は人口二五〇〇以下という状況であつた。

二八年九月に町村合併促進法が衆参両院を全会一致で通過した。実施期間を二八年一〇月から三二年九月末日までの三年間とし、町村数を現在の三分の一にへらすことを目標とした。

愛媛県の町村数は昭和二八年一〇月一日現在で二二八、人口一〇九万六五三六八、一町村平均人口四八〇九八、面積二三・六平方キロであった。また人口段階別に見た町村数

は五〇〇〇人以下一五四、五〇〇〇人以上一万以下六四、一万以上二万以下一〇、となつていた。町村数二二八を郡別にみると、

| | | | | | |
|------|----|------|----|------|----|
| 宇摩郡 | 二二 | 新居郡 | 七 | 周桑郡 | 一六 |
| 越智郡 | 三四 | 温泉郡 | 二五 | 上浮穴郡 | 一一 |
| 伊予郡 | 一四 | 喜多郡 | 二六 | 西宇和郡 | 一七 |
| 東宇和郡 | 二〇 | 北宇和郡 | 二九 | 南宇和郡 | 七 |

であつた。

県は自治庁に対して二八年度に二二、二九年度に九四、三〇年度に一四、三一年度に一四、計一四四町村をへらすという合併計画を提出したが、県自体としては別に二八年度に一九、二九年度に一二七、三〇年度に一三、三一年度に一三、計一七二町村をへらせる腹案を持っていた。

いよいよ実施段階にはいり二八年度はぎりぎりの三月末日付で宇摩郡七、越智郡六、温泉郡一、東宇和郡八、計二二の減少、二九年度は宇摩郡一二、新居郡四、周桑郡六、越智郡一一、温泉郡五、上浮穴郡四、伊予郡九、喜多郡二一、西宇和郡一一、東宇和郡七、北宇和郡一七、計一〇七を減少させるという成果をあげた。しかし三〇年度となる

第1章 明治以来の県内の動き

と難かしいものが残って周桑郡四、越智郡一、温泉郡五、計一〇を減少させた。この三〇年度に合併が抄らなくなつたのは全国的な現象だったので、政府は三一年三月に新市町村建設促進法を出して、合併の進捗強化を期している。

三一年度は新居郡二、周桑郡二、越智郡一、温泉郡三、西宇和郡一、北宇和郡一、南宇和郡二の計一二を減少させ、報告計画の累計一〇五%の実施を見て予定期間を終つた。しかし実際には国も県も事務がのびて、三二年度一(東宇和郡)、三三年度八(温泉郡二、上浮穴郡二、北宇和郡四)、三四年度三(温泉郡二、新居郡一)、三六年度一(温泉郡)、三七年度一(温泉郡)、三七年度一(温泉郡)の減少数があり、町村減少累計一六五となつて、報告計画の一五%、県の腹案の九六%弱の成績をあげた。いま町村合併実施のあとを表示すると次のようである。

| 郡名 | 合併前町村数 | 合併後市町村数 |
|-----|--------|---------|
| 宇摩郡 | 五(町) | 二(市) |
| 新居郡 | 三 | 〇(町) |
| 周桑郡 | 三 | 四 |
| 越智郡 | 六 | 九 |
| | 二八 | 六 |
| | 一七(村) | 〇(村) |
| | 四 | 〇(村) |
| | 一 | 〇(村) |
| | 二 | 二(村) |

| 温泉郡 | 上浮穴郡 | 伊予郡 | 喜多郡 | 西宇和郡 | 東宇和郡 | 北宇和郡 | 南宇和郡 | 計 |
|-----|------|-----|-----|------|------|------|------|-----|
| 二 | 一 | 五 | 三 | 二 | 二 | 四 | 四 | 四〇 |
| 三三 | 〇 | 九 | 三三 | 一五 | 一八 | 二五 | 三 | 一八八 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 五 | 五 |
| 三 | 二 | 四 | 四 | 五 | 四 | 五 | 四 | 四五 |
| 二 | 三 | 一 | 〇 | 〇 | 二 | 一 | 一 | 一八 |

合併前の二八年一〇月と、合併後の三七年八月を比較してみると、町村数二二八が六三となつて三分の一以下になり、一町村当り人口四八〇九人が一万一三八三人となつて二・四倍、一町村当り面積二三・六平方町が六三・八三平方町となつて二・七倍にふくれあがつた。また新しく大洲市(二九年九月)、伊予三島市(二九年一月)、川之江市(二九年一月)、伊予市(三〇年一月)、北条市(三三年一月)の五市を誕生させ、これまでの松山・今治・宇和島・八幡浜・新居浜・西条の六市もそれぞれ市域を拡大して面目を改めた。また新居郡は全町村を新居浜市と西条市に編入して姿を消し、愛媛県は一市一郡四五町一八村となつた。

第二章 美川村の生れるまで

第一節 二カ村半合併への経緯

当初、県の方針では、面河村・仕七川村・弘形村・中津村・柳谷村（当時川下五ヶ村と総称された）の五ヶ村合併の構想を樹てたが、その後、面河村は合併不可能として脱落し、残り四ヶ村合併を推し進めたが、結局はその四ヶ村がさらに新村二ヶ村、即ち美川村と柳谷村に分離して誕生を見たわけである。その経緯は、おおよそ次のようなものであった。

1 合併促進協議会の設立とその活動

昭和二九年二月二日に弘形村、同年同月二八日中津村、同年三月五日仕七川村がそれぞれ臨時村議会を開催して、仕七川村・中津村・柳谷村・弘形村の四ヶ村合併促進協議会を設けることについて同協議会規約とともに議案を提出、同日原案通り議決されたが、その規約とは次のとおりであった。

町村合併促進協議会規約

（協議会の目的名称及び協議会を設ける町村）

第一条 この協議会（以下「協議会」という）は、仕七川村、中津村、柳谷村および弘形村（以下「関係町村」という）合併促進協議会と称し、関係町村が町村合併促進法第五条の規定に基づいて、町村合併に関する必要な調査、新町村建設計画の策定、その他合併に関する協議を行うことを目的として設けるものとする

（協議会の担任する事務）

第二条 協議会は左に掲げる事務を行う、

一、町村合併に関する必要な調査

二、町村合併促進法第六条第一項に規定する新町村建設

計画の策定その他町村合併に関する協議

（協議会の事務所）

第三条 協議会の事務所は、愛媛県上浮穴郡柳谷村大字柳

井川五百番地第一柳谷村役場内に置く、

（組織）

第四条 協議会は会長及び委員三十五人をもって組織する

（会長）

第五条 会長は関係町村の議長および長が協議して定めた
村長をもってこれに充てる

2、会長は非常勤とする

(委員)

第六条 委員は左の者をもってこれに充てる、

一、関係町村の議会の議長及び副議長、

二、関係町村の議会の選任した議員各二人、

三、関係町村の長及び助役、

四、関係町村の長がその協議により定めた関係町村の職

員一人、

五、関係町村の区域内の公共的団体等の役員及び職員並
びに学識経験者で、関係町村の長がその協議により定

めた者八人、

2、委員は非常勤とする、

(会長の職務代理)

第七条 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長
が予め指定した委員が、その職務を代理する、

(会議の招集)

第八条 協議会の会議は、会長がこれを招集する、

2、会議の開催の場所及び日時は会議に付議すべき事
とともに、会長が予めこれを委員に通知しなければな
らない

(会議の運営)

第九条 協議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しな
ければ、これを開くことができない、

2、会長は協議会の会議の議長となる、

3、協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な
事項は協議会の会議で定める、

(職員)

第十条 協議会の担任する事務に従事する職員は関係町村
の職員の中から関係町村の長が協議して定める、

(協議会の経費)

第十一条 協議会に要する経費の負担額支出方法、その他
必要な事項は関係町村の長が協議して定める、

(雑則)

第十二条 この規約に定めるものの外協議会に関し必要な
事項は関係町村の長が協議して定める、

附 則

この規約は 昭和 年 月 日から施行する
 以上のように定めたので、この規約第六条の委員として
 次の者が選出された、

弘形村 村長 土居通栄 議長 城山 元

その他 黒川兼市 城山守恵 平柳 進 山下伝三郎

(順不同) 山本利秋 水本福弥 中山親之進

中津村 村長 政木茂十郎 議長 石村 重 堀尾好

その他 光 西野雅一 西本直行 渡部一加 伊藤幾

(順不同) 太郎 古田儀照 土居敏雄

仕七川村 村長 吉岡好吉 議長 新谷 優

その他 坂本素行 猪上正度 新谷善三郎 団上 貢
 (順不同) 高橋末吉 佐藤計三郎 長岡道一
 柳谷村 村長 永井元栄 議長 兼井兼太郎

その他 永井栄澄 長谷善次郎 正岡勝次郎 三好力

(順不同) 松 近沢政弘 小坂卯太郎 高橋 強

こゝで一応陣容が整ったので、続いて各村毎の実態調査
 に移ることとし、昭和二九年二月一日現在を調査時点とし
 て調査を始めたが、その調査は多方面に亘っているので、
 時日を要したが、結局次のようにまとめた。

(1) 戸 口

| 村 名 | 国勢調 査人口 | 住民登 録人口 | 世帯数 | 農 業 | | 商 工 業 | | 水 産 業 | | 林 業 | | そ の 他 | |
|------|------------|------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|
| | | | | 人 口 | 世帯数 | 人 口 | 世帯数 | 人 口 | 世帯数 | 人 口 | 世帯数 | 人 口 | 世帯数 |
| 仕七川村 | 三、九四 | 三、七〇 | 七三 | 二、九元 | 五三 | 三三 | 三 | 一 | 一 | 三 | 七 | 六〇 | 三 |
| 中津村 | 三、九七 | 四、〇二 | 九九 | 三、一〇三 | 五三 | 一八 | 三 | 一 | 一 | 三 | 五 | 六一 | 九 |
| 柳谷村 | 六、〇三 | 四、八四 | 九七 | 三、五〇 | 六一 | 一〇、五 | 二七 | 一 | 一 | 三 | 三 | 四 | 三 |
| 弘形村 | 四、〇四 | 四、〇四 | 七七 | 三、四四 | 五三 | 三三 | 七 | 一 | 一 | 四 | 八 | 四 | 三 |
| 計 | 一七、九七 | 一六、九〇 | 三、二 | 一三、八七 | 二、二 | 一、七 | 四七 | 一 | 一 | 三七 | 三 | 一、七 | 四〇 |

第2章 美川村の生れるまで

| 款 項 | 仕七川村 予算現額 | 中津村 同上 | 柳谷村 同上 | 弘形村 同上 | 合 計 |
|------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一、役場費 | 二、四九 | 三、五七 | 四、二二 | 三、五〇 | 一、三九 |
| 二、警察費 | 五、九六 | 六、四三 | 五、五〇 | 六、一五 | 三、七九 |
| 三、消防費 | 四、五五 | 二、二六 | 八、五五 | 〇、五〇 | 一、五〇 |
| 四、教育費 | 三、三六 | 二、七六 | 一、八五 | 二、八五 | 三、六三 |
| 五、社会及労働施設費 | 二、七五 | 一、二五 | 一、八五 | 一、五五 | 四、九一 |
| 六、保健衛生費 | 二、九二 | 三、九〇 | 四、八五 | 一、五二 | 一、四三 |
| 七、産業経済費 | 六、七九 | 二、九〇 | 一、八四 | 九、二六 | 一、八〇 |
| 八、財産調査費 | 一、〇八 | 二、〇〇 | 四、一五 | 三、二五 | 一、八〇 |
| 九、統計費 | 一、三三 | 一、四三 | 二、〇九 | 一、〇〇 | 四、二二 |
| 十、選挙費 | 一、〇一 | 一、五八 | 三、〇〇 | 二、〇〇 | 二、五五 |
| 十一、公債費 | 五、三三 | 一、五五 | 三、七五 | 二、七二 | 七、九七 |
| 十二、諸支費 | 八、七四 | 五、五二 | 四、〇〇 | 七、二二 | 二、九二 |
| 十三、予備費 | 四、七二 | 二、六三 | 八、一七 | 一、四二 | 五、四三 |
| 合 計 | 一、八二七、九四二 | 二、六三三、八一三 | 四、四三三、七三〇 | 一、五五七、五二二 | 八、三三九、四八一 |

(3) 合併前後の見込予算比較調

こうした見出で調査に着手したが予算現額に止めたようである。なお款項中、項は割愛した

| 村 名 | (2) 面 積 | |
|------|---------|--------|
| | 総面積 | 東西南北 |
| 仕七川村 | 四、六平方町 | 一、〇七町 |
| 中津村 | 四、〇八 | 一、〇〇 |
| 柳谷村 | 一、二〇三 | 一、六〇〇 |
| 弘形村 | 七、〇〇 | 一、二〇〇 |
| 計 | 二、六、六 | 三、四七〇 |
| 田 | 七、五〇反 | 三、四七〇 |
| 畑 | 四、五〇反 | 三、四六六 |
| 宅地 | 二、七〇反 | 八〇 |
| 山林 | 二、九、七九反 | 一、二、七三 |
| その他 | 九、〇三反 | 二、〇、七三 |
| 計 | 四、五九反 | 三、三、八六 |

(4) 合併前後の村税負担比較表

この調査も合併後の見込も合せて調査しようとしたものであるが、調査は未了であった。

(イ) 税率比較表

| 税目 | 合併前後の見込税率 | 現在税率 | | | |
|-------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | | 仕七川村 | 中津村 | 柳谷村 | 弘形村 |
| 村民税 | 調査に至らず | 百分の二、五 | 百分の二 | 百分の一、二 | 百分の二、三 |
| 固定資産税 | 〃 | 百分の二、五 | 百分の一、六 | 百分の一、六 | 百分の一、六 |
| 自動車税 | 〃 | 一台二〇〇円 | 一台二〇〇円 | 一台二〇〇円 | 一台二〇〇円 |
| 荷車税 | 〃 | 一台二〇〇円 | 一台二〇〇円 | 一台二〇〇円 | 一台二〇〇円 |
| 電気ガス税 | 〃 | 百分の十 | 百分の十 | 百分の十 | 百分の十 |
| 鉱産税 | 〃 | 百分の一 | 百分の一 | 百分の一 | 百分の一 |
| 木材引取税 | 〃 | 百分の五 | 百分の五 | 百分の五 | 百分の五 |

(ロ) 負担増減比較表

| 税目 | 合併前 | | | | 合併後 | | | |
|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | 仕七川村 | 中津村 | 柳谷村 | 弘形村 | 仕七川村 | 中津村 | 柳谷村 | 弘形村 |
| 村民税 | 課税標準額 千円 | 標準額 千円 | 標準額 千円 | 標準額 千円 | 課税標準額 千円 | 標準額 千円 | 標準額 千円 | 標準額 千円 |
| 固定資産税 | 五四、〇〇〇 | 一、三五〇 | 八五、三八〇 | 一二九、二〇三 | 五四、〇〇〇 | 一、三五〇 | 八五、三八〇 | 一二九、二〇三 |
| 自動車税 | 四七八台 | 九五 | 一五〇台 | 七六 | 四七八台 | 九五 | 一五〇台 | 七六 |

第2章 美川村の生れるまで

| 村名 | 基本財産 | | 行政財産 | | 一戸当 |
|------|--------|-----------|--------|-------|---------|
| | 土地 | 山林 | 土地 | 建物 | |
| | 面積 | 価格 | 面積 | 価格 | 坪 |
| 仕七川村 | 二、二七反 | 三、一四〇千円 | 七、三四反 | 一、六六坪 | 二、七〇千円 |
| 中津村 | | | 七、三四反 | 一、五三坪 | 三、五〇千円 |
| 柳谷村 | 二、五五反 | 二、〇〇〇千円 | 一、五反 | 一、九五坪 | 五、〇〇千円 |
| 弘形村 | 五反 | 八〇千円 | 六、五九反 | 一、五五坪 | 五、〇〇千円 |
| 計 | 三、八二六反 | 三、六、九五〇千円 | 七、五四〇反 | 六、五八坪 | 九、五三三千円 |

(5) 財産に関する調
 (イ) 有価証券及金員 記載なし
 (ロ) 土地及建物

| | | | | | | | |
|-------|--------|-----|-------|-----|--------|-------|--------|
| 荷車税 | 八七台 | 一七 | 七台 | 一 | 五台 | 四八〇〇円 | 二四〇九 |
| 電気ガス税 | 一五、〇〇〇 | 一五〇 | 二、〇二〇 | 二〇二 | 三、七〇〇 | 三七〇 | 二、四〇〇 |
| 鉦産税 | | | 一、二〇〇 | 一一 | | | |
| 木材引取税 | 七、〇〇〇 | 三五〇 | 五、〇〇〇 | 二五〇 | 一六、〇〇〇 | 八〇〇 | 二二、五二八 |

(イ) 負債に関する調

| 村名 | 町村費支弁の分 | | 特定財源の あたる分 | 転貸分 |
|------|---|------------|---------------|-----|
| | 計 | 戸当 | | |
| 仕七川村 | 六三制実施費 三三〇、〇〇〇円 災害復旧費 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 一、三三〇、〇〇〇円 | なし | なし |
| 中津村 | 学校建築費 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 一、一〇〇、〇〇〇円 | なし | なし |
| 柳谷村 | 役場費 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 一、一〇〇、〇〇〇円 | なし | なし |
| 弘形村 | 二、五三〇、〇〇〇円 | 三、五三〇、〇〇〇円 | なし | なし |
| 計 | | 一、四三四 | | |

(注、六三制とは従来の尋常小学六年高等小学二年制が小学校六年中学校三年に改められたもの)

(6) 職員調

仕七川村

| 職名 | 氏名 | 年令 | 生年月日 | 最終学歴 | 勤続年数 | 給 | | 与計 | 担任事務 |
|-----|--------|----|----------|------|------|--------|-----|--------|----------|
| | | | | | | 本俸 | 其他 | | |
| 村長 | 吉岡好吉 | 六二 | 明二五、一、一〇 | 愛師卒 | 六、七 | 一七、七〇〇 | 八〇〇 | 一八、五〇〇 | 庶務、土木、議会 |
| 助役 | 猪上正度 | 四五 | 明四一、三、二五 | 高小卒 | 二、四 | 八、一〇〇 | 四〇〇 | 一四、五〇〇 | 統計、選挙 |
| 収入役 | 林国太郎 | 四〇 | 大三、一、二五 | 〃 | 一、三 | 八、一〇〇 | 四〇〇 | 一、八〇〇 | 民生 |
| 書記 | 西田高雄 | 三九 | 大三、一、一四 | 〃 | 七、六 | 八、七〇〇 | 四〇〇 | 一、一〇〇 | 農委 一般勸業 |
| 〃 | 長岡道一 | 三五 | 大七、三、二六 | 〃 | 七、六 | 八、七〇〇 | 四〇〇 | 一、一〇〇 | 衛生、消防、配給 |
| 〃 | 佐々木育太郎 | 三六 | 大六、三、二三 | 〃 | 七、一 | 八、七〇〇 | 四〇〇 | 一、七〇〇 | 衛生、消防、配給 |
| 〃 | 土居武男 | 三二 | 大一一、二、二七 | 旧制中卒 | 七、〇 | 八、一〇〇 | 四〇〇 | 一、五〇〇 | 税務 |

第2章 美川村の生れるまで

| 職名 | 氏名 | 年令 | 生年月日 | 最終学歴 | 勤続年数 | 本俸 | 其他 | 与計 | 担任事務 |
|-----|-------|----|-----------|----------------|--------------|-------|-------|--------|----------|
| 村長 | 政木茂十郎 | 五六 | 明三、一、四、一五 | 高小卒 | 六、一〇、一五、二〇〇〇 | 一、六〇〇 | 一、六〇〇 | 一六、八〇〇 | 庶務 |
| 助役 | 渡部 一加 | 五六 | 明三、一、八、一一 | 高小卒 | 三三、六二、九〇〇〇 | 六〇〇 | 六〇〇 | 一三、五〇〇 | |
| 取入役 | 田野 正武 | 四〇 | 大二、一、二、三四 | 愛媛国学館 愛媛国学館 | 一〇、一〇、二〇〇〇 | 二、六〇〇 | 四〇〇 | 一五、〇〇〇 | 勸業 |
| 書記 | 土居 俊雄 | 四一 | 明四五、六、二四 | 高小卒 | 二二、三三、三〇〇〇 | 二、四〇〇 | 四〇〇 | 一三、〇五〇 | 勸業 |
| | 矢野 碧 | 三三 | 大一一、九、一〇 | 高小卒 | 一一、一〇、一〇〇〇 | 一、八五〇 | 六〇〇 | 一一、四五〇 | 戸籍、住民登録 |
| | 小倉 衛 | 三一 | 大一一、六、一五 | 高小卒 | 五、一〇、一〇〇〇 | 九、八五〇 | 六〇〇 | 一一、四五〇 | 厚生、林業、統計 |
| | 久保 若松 | 二三 | 昭四、二、一〇 | 高小卒 | 八、一〇、一〇〇〇 | 七、四〇〇 | 一、六〇〇 | 七、四〇〇 | 稅務 |
| | 佐賀 巖 | 三一 | 大一一、八、一一 | 高小卒 | 三、一〇、一〇〇〇 | 五、三〇〇 | 一、六〇〇 | 六、九〇〇 | 稅務、収入役代理 |

中津村

| 使中使役 | 使小書事 | 中書務 | 教育委員 | 書記 | 書記 | 書記 | 書記 | | | |
|---------|----------|-----------|--------|---------|--------|---------|----------|---------|---------|----------|
| 学丁 | 校場 | 学丁 | 校場 | 校場 | 校場 | 校場 | 校場 | | | |
| 松岡八重子 | 窪和久義兼 | 伊藤 留子 | 猪上美津子 | 中西 玲子 | 渡辺 静子 | 木下 久敬 | 高岡 忠義 | 西原キミ子 | 小田原英雄 | 渡辺 昭男 |
| 一九 | 一八 | 三三 | 一七 | 一九 | 二一 | 二七 | 二六 | 二三 | 二八 | 二四 |
| 昭九、一〇、一 | 昭一一、一、一六 | 大二〇、一〇、二四 | 昭二、二、三 | 昭一〇、一、二 | 昭七、七、九 | 昭元、二、二七 | 昭二、一〇、三〇 | 昭五、三、三〇 | 大一一、一、二 | 昭五、一、一七 |
| 新制中卒 | 新制高卒 | 高小卒 | 新制中卒 | 新制高卒 | 高小卒 | 高小卒 | 旧制中卒 | 高小卒 | 高小卒 | 高小卒 |
| 一、九 | 一、一 | 一、〇 | 一、九 | 一、八 | 一、〇 | 一、九 | 一、八 | 一、八 | 一、三 | 一、二 |
| 四、〇〇〇 | 四、九〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 五、三〇〇 | 七、二〇〇 | 五、七〇〇 | 五、七〇〇 | 六、〇五〇 | 六、四〇〇 |
| | | | | | | 二、〇〇〇 | 一、二〇〇 | | 一、二〇〇 | |
| 四、〇〇〇 | 四、九〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 五、三〇〇 | 九、二〇〇 | 六、九〇〇 | 五、七〇〇 | 七、二五〇 | 六、四〇〇 |
| | 兼電話交換 | | 助務 | 中学校事務 | 教委 | 教委 | 農委 開拓 | 稅務 (土地) | 登録 | 戸籍、印鑑、住民 |

柳谷村

| 職名 | 氏名 | 年令 | 生年月日 | 最終學歷 | 勤続年数 | 本俸 | 給 其他 | 与 計 | 担任事務 |
|-----|-------|----|-----------|-------|------|-------|---------|--------|-------|
| 村長 | 永井 元榮 | 六四 | 明二、一、一三 | 高小卒 | 六〇 | 二、二〇〇 | | 二一、二〇〇 | 庶務 |
| 助役 | 永井 榮澄 | 四六 | 明四〇、二、一五 | 〃 | 二四、二 | 二、七〇〇 | | 一七、七〇〇 | 會計 |
| 収入役 | 近沢 房男 | 二八 | 大一一、一〇、二〇 | 旧制中卒 | 四 | 六〇〇 | | 二、六〇〇 | 会務 |
| 書記 | 高橋 強 | 三八 | 大五、九、八 | 高小卒 | 一〇、三 | 一、六〇〇 | 二、四〇〇 | 一四、〇〇〇 | 稅務 |
| 〃 | 丸山 一孝 | 三八 | 大五、八、八 | 〃 | 八、三 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、四〇〇 | 民生 |
| 〃 | 稲田 幸雄 | 二九 | 大二三、二、一五 | 新制高校卒 | 八、八 | 一、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 二、四〇〇 | 經濟 |
| 〃 | 森岡 広志 | 三三 | 大九、六、二 | 〃 | 八、三 | 八〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、四〇〇 | 勸業、農委 |
| 〃 | 目戸 巖 | 二九 | 大二三、六、二三 | 旧制中卒 | 六 | 九〇〇 | 四、〇〇〇 | 一一、二〇〇 | 戶籍 |
| 〃 | 森 一久 | 二七 | 昭二、七、一〇 | 新制高校卒 | 五、三 | 八〇〇 | 六、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 消費、經濟 |
| 〃 | 今村 茂清 | 四八 | 明三八、七、八 | 通信講習卒 | 一、二 | 八〇〇 | 四、〇〇〇 | 九、九〇〇 | 教委 |
| 〃 | 高田伊勢夫 | 一九 | 昭九、六、二 | 新制高校卒 | 〇、二 | 一〇〇 | 一、〇〇〇 | 五、五〇〇 | 衛生 |
| 〃 | 竹下マキエ | 一九 | 昭九、五、二五 | 新制高校卒 | 一 | 五〇〇 | | 五、五〇〇 | 戶籍 |
| 〃 | 中村ツユ子 | 二三 | 昭五、九、二七 | 高小卒 | 一 | 五〇〇 | | 五、〇〇〇 | 農委 |

| | | | | | | | | | |
|------|-------|----|----------|-------|-----|-------|-------|--------|---------|
| 農委書記 | 山本完三郎 | 五一 | 明三五、五、二九 | 私立夜間卒 | 六、六 | 一、五五〇 | 六〇〇 | 一一、一五〇 | 農委事務 |
| 教委書記 | 向井 実 | 四五 | 明四二、七、三〇 | 高小卒 | 六、八 | 七、六五〇 | 二、四〇〇 | 一〇、〇五〇 | 教委事務 |
| 保健婦 | 稗田 重子 | 三三 | 大一一、一、一五 | 〃 | 一、九 | 五、〇〇〇 | 一、四〇〇 | 六、四〇〇 | 保健衛生 |
| 〃 | 渡辺喜久雄 | 二二 | 昭六、三、一〇 | 〃 | 七、四 | 五、七〇〇 | | 五、七〇〇 | 国保 |
| 〃 | 佐賀 徳馬 | 三五 | 大七、三、二七 | 〃 | 五、三 | 五、〇〇〇 | | 五、〇〇〇 | 戶籍、助務 |
| 〃 | 畝 繁雄 | 二四 | 昭四、一、九 | 〃 | 五、八 | 五、三〇〇 | | 五、三〇〇 | 衛生、国保會計 |

第2章 美川村の生れるまで

弘形村

| 職名 | 氏名 | 年令 | 生年月日 | 最終学歴 | 勤続年数 | 給 | | 与計 | 担任事務 |
|-----|-------|----|------------|------|-------------|----|----|--------|----------|
| | | | | | | 本俸 | 其他 | | |
| 村長 | 土居 通栄 | 六四 | 明治三三、九、一五 | 愛師卒 | 七、四一五、二〇〇 | | | 一五、二〇〇 | 土木、建築 |
| 助役 | 黒川 兼市 | 六五 | 明治二二、二、一四 | 高小卒 | 八、七二二、四五〇 | | | 二二、〇五〇 | 土木、建築 |
| 収入役 | 正岡悦次郎 | 三〇 | 大二三、一二、一五 | 〃 | 一一、八一〇、六五〇 | | | 一一、二五〇 | 議会、庶務、選挙 |
| 主事 | 中山親之進 | 六〇 | 明治二七、一一、一八 | 〃 | 一五、一一一〇、六五〇 | | | 一一、二五〇 | 議會、庶務、選挙 |
| 書記 | 伊藤 孟寛 | 四一 | 大二三、九、七 | 旧中卒 | 五、八七、四〇〇 | | | 九、八〇〇 | 戸籍、統計 |
| 書記 | 正岡 義数 | 五〇 | 明治二七、九、二九 | 愛蚕試卒 | 四、七七、四〇〇 | | | 九、八〇〇 | 民生、衛生 |
| 書記 | 政岡 秀行 | 六四 | 明治三三、四、二五 | 旧中卒 | 五、七、一五〇 | | | 八、一五〇 | 配給、住民登録 |
| 書記 | 中山 義正 | 二三 | 昭三、五、一〇 | 新高卒 | 二、一〇、二〇〇 | | | 六、二〇〇 | 税務、土地 |
| 書記 | 大野 和男 | 二四 | 昭五、四、一 | 旧中卒 | 三、九、六、二〇〇 | | | 六、二〇〇 | 勸業 |
| 書記 | 下方 音数 | 二二 | 昭七、八、一五 | 新高卒 | 二、〇、六、〇〇〇 | | | 六、〇〇〇 | 消防、庶務 |
| 書記 | 西森 強 | 二二 | 昭七、一二、一六 | 新高卒 | 一、〇、五、七〇〇 | | | 五、七〇〇 | 税務、土地 |
| 書記 | 渡部 守 | 二一 | 昭八、九、二九 | 新高卒 | 一、三、五、五〇〇 | | | 五、五〇〇 | 税務、土地 |
| 書記 | 山本 明雄 | 一八 | 昭一、一二、一 | 新高卒 | 一、四、四、〇〇〇 | | | 四、四〇〇 | 小使 |

これよりさき、昭和二九年二月一三日に柳谷村役場において関係村の村長・助役・正副議長・学識経験者による研究協議会を開催し地方事務所長鷺野麟太郎を中心に研究協議、同年三月一六日弘形村において第一回町村合併促進協議会（以下協議会と呼称する）を開催、永井元栄柳谷村長を会長に選任して会が運営された。この会に面河村からは

村長以下三名がオブザーバーとして参加、その他の四カ村は殆んど委員が出席したが弘形村は村長以下五名であった。この会合では吉岡任七川村長の提案により、専門分科会の設置が採択され、当日総務部、建設部、産業経済部、教育部の四部門を設け、それぞれ九名宛の委員が配置され、各村長が委員長に就任した。

尚、この会合で第二回協議会は実態調査の終了を四月末と判断して、五月中に開催することを約して散会した。然し五月に入っても開催の運びに至らず、五月二日、一日の二日間、広域村で知られる高知県梶原村へ現地視察のため出張した。

同年六月一九日、上浮穴郡町村会館に各村の村長、助役協議会長が参集して合併協議、続いて同年七月一日、仕七川村会に地方事務所長松野競朗の出席を求め、町村合併の説明を聴いたが、この頃より合併の気運はかなり盛り上がりを見せるに至った。一〇月四日、やっと第二回の協議会が柳谷村役場で開催された。その時の各村の意向は次のようなものであった。

柳谷村は合併は賛成であるが、役場位置は柳谷村落出の現柳谷村役場とすること、又弘形村は四ヶ村合併は不可能としても、三ヶ村の合併は可能と考えられるからその方向に努力すべきだとし、中津村は村を二分して、柳谷村と弘形仕七川両村に分村合併を決定しているとし、仕七川村は一〇月二〇日迄に方針をきめたい、として態度を保留した。

これまでに柳谷村の意向はおおよそ承知していたが、この会において役場位置を固執する同村の条件がはっきりしたので、柳谷村、中津村の川下半分を除く二ヶ村半合併によるの外ないものとなり、事実上は袂を分つ事となったが、四ヶ村協議会はそのまま存続することとした。

その間七月二日にも村長、助役、議長による会議が持たれたが進展はなかった。こゝで仕七川村としては一〇月二〇日の態度表明の必要があるもので、一〇月一八日協議会員、仕七川村内各種団体役員等を集めて公聴会を開催した。その結論は、地縁・血縁並びに現在までの友好関係からして面河を加えて合併すべきであるとし、更に四月三十一日の村会に於て、面河村との合併交渉委員として、村長吉岡好吉、議長新谷優及び元老新谷善三郎、水元市松の四人を選任し、交渉を開始したが、結局は徒勞に帰した。

時は流れて一二月一六日、第三回協議会が仕七川村で開かれたが柳谷村の態度は変わらず、中津村は同村二分説をとなえ、弘形村はこれに同調して二ヶ村半合併を基調とし、面河村に対しては同村自らの意志決定がなされたとき、その受入れをしたい、との意向であった。仕七川村は面河村

も同一歩調で合併したいと主張した。この会にも面河村長の出席があったが、面河村としては現段階では態度保留のやむを得ない状態である、との発言であった。

第二節 新村の成立

幾多の曲折の末二ヶ村半による合併の気運濃厚となり、三〇年一月四日上浮穴郡町村会館に關係村の村長、助役、議長、副議長が参集して、合併促進の具体案作製につき審議がなされた。

仕七川村としては三〇年一月一九日開催の協議会に臨む態度決定のための臨時村議会を前日の一月一八日に開催し、次のような統一見解をまとめた。

- 一、基本財産中、利用伐期令に達したものは換金して、各旧村毎の公共施設の財源に充当する。
- 二、役場位置が御三戸と定まったときは、教育文化施設の中心を仕七川におく。
- 三、学有林、部落有林は村有名儀であっても実際の管理主体に処分権を認める。
- 四、行政財産及び負債等は総て新村に引継ぐ。

大要以上のようなものであった。

翌一九日、弘形村伊藤旅館において、第四回協議会が開催されたが、この会は二ヶ村半の合併を前提としたもので、そのため議題も新村建設計画案の樹立を中心として、全般的な討議が行われた。この会にも地方事務所長松野競朗の出席があり、大要次のように挨拶した。

川下四ヶ村合併の線がくずれ、二ヶ村半合併の方向に近づいたが、将来共四ヶ村合併のための努力は続けてほしい。町村合併の障害となるものに各村の条件提示がある。こうした弊を廃して、あくまでも新村将来の発展のための妥当にして可能なものに留めてほしい。

こうしてこの会は、柳谷村欠席のため、吉岡仕七川村長において進められ、細部については後で定める小委員会に委ね、おおむね次の様な決定があった。

- 一、合併の形式は対等合併とする。
- 二、新村名は後日命名する。
- 三、役場位置は御三戸とし、仕七川村役場は文化的方面に利用する。
- 四、支所は原則として設置しないが、当分の間、中津村

役場と仕七川村役場を支所として利用する。

五、役場庁舎の建築は、対等合併の建前から平等負担が当然と思われるが、弘形村において敷地と建築費半額程度を負担する。ただし、この様な負担方法は新村将来の事業には適用しない。

六、議員の選挙は新村第一回に限り、旧村毎の三選挙区制を採用する。定数は人口に按分するものとし、後で定める。

七、役場職員は一応退職の形式をとるが、身分はそのまま存続し、将来の自然退職を待つ。

八、自治功労者の表彰は旧村毎に行う。

九、財産は利用伐期令級以上の立木については、各村毎に処分して公共施設の財源に充用する。その他の財産は無条件持寄とする。学有林、部落有林は所有権名義の如何をとわず、従来の慣行に従う。たゞし所有名義は新村に引継ぐ。

一〇、国有林の払い下げに努力する。

一一、固定資産税率は新村均一とする。

一二、教育委員会、農業委員会は統合する。婦人会、青

年団、消防団は統合に努める。

一三、小委員会は村長、助役、議長の各三名宛とし、三箇村の合計は九名で組織する。

一四、新村発足の目標を昭和三十年三月三十一日とする。

一五、村議会議員の任期は、原則として延長しない。

その後二月一六日、上浮穴郡町村会館において、吉岡村長議長となって小委員会を開き、次の事項について内定したが、この小委員会は主に村長と議長（中津村は村長、議長共柳谷村に属するので、堀尾好光と助役の渡部一加が参加）によって進められたものである。

（内定事項）

一、合併協定書の調印の方法等の決定。

二、新村村長職務代理者を弘形村長土居通栄とする。

三、議員定数を二十三名とし、仕七川地区九名、弘形地区九名、中津地区五名と定める。

つづいて二月一九日、弘形村に小委員会を招集、次のような取りきめができた。

一、役場庁舎敷地五百七十坪と庁舎建築費の三分の一

は、弘形村が負担する。

二、役場庁舎予定地の県道下約五百坪を、弘形村に於て提供する。

三、仕七川村の役場に、教育委員会事務局を置く。

四、二箇小学校の改築、仕七川中学校特別教室の建築、

黒藤川中学校運動場の拡張等を実施する。

五、消防団は統合して、旧村毎に分団をおく。

六、診療所の設置に努力する。

七、公営住宅は昭和三十年年度建築分から新村において建設する。

八、国民健康保険事業を再開する。

注、この当時実施していたのは中津村だけであった。

九、国、県道改修について関係機関に働きかける。特に御三戸から境野隧道までの道路の拡巾、弘形・横河原停車場線（現在の美川川内線）改良、中瀬橋、七鳥橋の改良実現に努力する。

一〇、道路は緊急の度に応じて改修する。

一一、かんがい施設、急傾斜地対策を具体化する。

一二、主要農林道十六線の改修工事を進める。

一三、村名を美川村とする。

以上は小委員会での了解点であった。特に「美川村」の村名決定については、いろいろ案が示されたが、結局仕七川村会議長新谷優の提唱に係る美川村に落ちついた。その命名の理由は、面河川、久万川が合流して仁淀川に注ぐ三つの川の接点の「み」、役場庁舎は美川を中心ミミドにあって「み」、三つの村が合併して美しい村となるの「み」、山紫水明の自然美に囲まれた「美」、古来面河川は一名、味川とも称し上流には大味川があり、仕七川には古味があってミミドに注ぐ、などであった。また文学についても、美しく平和で豊かな村でありたいし、他にも町村名として例を見ない、とつけ加えた。

いよいよ昭和三〇年二月二五日を以て次のような合併協定書が作成され各村代表者によって記名調印された。

合併協定書

仕七川村、弘形村、中津村は次の条項により合併し、新村美川村を設定することを協定す。

記

一、各村は自己の利害のみにとらわれることなく、互譲共栄の精神を堅持して地方住民の共同福祉の最終的目的を理念として合併の実現を期する。なお、余剰財源を最高度に活用し、堅実なる財源を把握し建設の計画を樹立する。

二、新村は、正しく、公平無私、円満なる行政運営を期するために、大同団結、全村親和協力を重視する。

三、合併形式は対等合併とする。

四、合併実現時期を昭和三十年三月三十一日とする。

五、新村名は、美川村とする。

六、新村役場庁舎は、起債を得て可及的速かに建築に着手する。その位置は大字上黒岩御三戸候補地とする。

七、役場の仮庁舎は、旧弘形村役場とする。役場支所は徴税、戸籍、その他住民と面接の機会の多い事務を処理するため、本庁舎拡充の事情もあり、当分の間これを置く。

八、議員の選挙区、及び議員の配当は、合併初年度に限り旧村の区域をもって選挙区を設ける。

その定数は、仕七川村九名、弘形村九名、中津村五

名、計二十三名とする。

九、村長、助役、収入役は自然退職になるも、新村行政の円満なる運営を推進するため、本人の希望を尊重して適當なる職につくように配慮する。

中津村の職員については、特に希望する者の外、属地主義により新村に引継ぐ。なおこの際退職する職員には、その退職手当等は旧村にて処理する。

職員、雇傭人の給料は、新村発足後、適當なる時期に新村の給与ベースにより調整する、合併後一年以内に退職したるものに対しては、その退職手当については特に考慮すること。

一〇、自治功労者の取扱いは、旧村においてそれぞれ適当に考慮する。

一一、助役の定数は式名以内とする。

一二、現在の大字は、原則としてそのままとする。

一三、学校通学区域は当分現状のままとする。

一四、急傾斜山岳地帯による植林事業、砂防工事、災害復旧工事、土地改良事業等、農村振興の継続事業は強力に推進する。但し、その財源は合併による余剰財源

を基礎とし、堅実なる計画の下に遂行する。

一五、定時制高等学校については、新村により考慮する。
青年学校は新村経営とする。

一六、教育委員会は統合すること。

一七、農業委員会は統合すること。

一八、国民健康保険を再開するものとし、中津村については引続き実施するものとする。

昭和三十年二月二十五日

弘形村長 土居通栄

弘形村議会議長 城山元

仕七川村長 吉岡好吉

仕七川村議会議長 新谷優

中津村長 政木茂十郎

中津村議員代表 堀尾好光

ここにおいて、実質的には美川村が誕生したけれども、なお多くの形式が残っていた。

以下は旧村に概ね共通するので、分村合併に踏み切った中津村について拾ってみると、先ず昭和三〇年二月二二日中津村臨時議会を招集して、中津村の分割案を議了した。

その内容は大字久主と、大字黒藤川五千二百九十一番地から同七千四百八十一番地まで、併びに同七千五百十三番地から七千五百十四番地までを柳谷村に編入するとしたものであった。更に同年三月一日関係四カ村の臨時議会を柳谷村落出公会堂に招集、仕七川村・弘形村・中津村・柳谷村の順に次の議決がなされた。

日程第一 字の廃止及び新設について

大字を大字黒藤川と大字中津にして、大字中津には旧大字黒藤川一番地から五千二百九十番地および七千四百八十二番地から七千五百十二番地までを含める。また大字中津には大字久主の全部と旧大字黒藤川五千二百九十一番地から七千四百八十一番地までと七千五百十三番地及び七千五百十四番地を編入する。

日程第二 新村建設計画に関し知事の意見を聞くことについて

この事は合併促進法に基づき、新村建設計画については、知事に対する協議義務を果すものであった。

つづいて同年三月三日、中津村長政木茂十郎は午前九時臨時議会を中津村役場に招集、次の議案を提出して原案ど

おり議決された。この事は弘形村も仕七川村も同時に議會を招集して、概ね同様議案が議決されたのである。

議案第六号 新村建設計画に関する協議について。

議案第七号 仕七川村・弘形村及び中津村の区域の内大字黒藤川・大字沢渡の合併並びに中津村の区域の内、大字中津の区域を柳谷村に編入することについて。

議案第八号 議員の定数に関する特例について。

議案第九号 国民健康保険の特例について。

議案第十号 議員の任期の特例について。

議案第十一号 教育委員の任期、並びに定数の特例について。

議案第十二号 農業委員の任期並びに定数の特例について。

議案第十三号 国民健康保険の特例について。

議案第十四号 合併に伴う財産の処分に関する協議について。

の九議案であったが、その内容は次のようなものであった。すなわち第六号議案は新村建設計画について知事への協議の可否を問うものであるが、これよりさき三月二日附

で知事久松定武から適當である旨の通知を受けているので、形式をふんだものと思われる。第七号議案は中津村の一部を美川村と対等合併し、一部を柳谷村に編入合併して昭和三十年三月三十一日から施行するよう知事に申請するものとする、とあり、第八号議案は美川村の議員定数は二十三人とする、とあって、二月一九日開催の小委員会決定に基づくものであった。九号議案は国民健康保険事業は、柳谷村に編入した地域を除き昭和三十五年三月三十日まで美川村が事業運営に当たるとしたものである。

また第十三号議案では、柳谷村に編入した地域は、柳谷村が国民健康保険事業を行うと定めたもの、第十号議案は旧中津村の議員の任期は、柳谷村に編入された地域の議員は旧柳谷村の議員の在任期間、柳谷村議員として在任するものと定め、第十一号議案は教育委員は柳谷村の教育委員として、旧柳谷村の教育委員の残任期間在任するものとし、第十二号議案は農業委員会委員も右と同様にしたものであった。第十四号議案は弘形村・仕七川村の財産は、美川村の設置と同時に美川村に帰属し、中津村の所有する財産のうち、大字黒藤川字ナカツ四千八百七十番地、同字ツ

ラジロ四千四百十四番地・同字マツキ三千六百三十六番地の官行造林地七千二百八十四反一畝歩、及び大字黒藤川字サ、ミネ三千五百九十三番地第二、同字ナカコヤ三千五百四十八番地の第一、同ナカコヤ三千五百四十八番地第二、同マツキ三千六百二十五番地の六十五、同マツキ三千六百二十五番地の六十六、合計八筆の中津村村有林は美川村と柳谷村が共有することとし、その他の財産は柳谷村・美川村両村へ属地主義で所有権を帰属せしめることとしたものである。尚この外、前述したもの以外の財産は次のとおり、帰属と決定した。

起債未償還額壹百五万六千円中、五十七万六千円は柳谷村に帰属。四十八万円は美川村に帰属。

本年起債計画額三十八万円は美川村に帰属。

有価証券中、日本勧業銀行株二十七株は美川村に帰属、同銀行株七株は柳谷村に。

現金 千三百二十二円は美川村に、同千三百二十二円は柳谷村に引継ぐ、としたものであった。

ちなみに仕七川村・弘形村が新村に持ち込んだ村有林の主なものを概観すると、仕七川村持込のもの、

一、東谷団地（カゲムキ）実測二十一町五反。

大字東川三番耕地五百四十九番地の一 外四筆土地台帳面積 三町六反七畝三歩

二、東谷団地（ヒムキ）実測三町五反歩

大字東川三番耕地五百四十四番地外三筆 土地台帳面積 二町七反六畝八歩

三、マルミヤ団地 実測十六町三反九畝歩

大字仕出二番耕地八百五十七番地外二九筆 土地台帳面積 七町八反三畝九歩

四、カギヤモリ団地 実測十二町三反歩

大字七鳥二番耕地七百四十二番地外一筆 土地台帳面積 四町六反三畝十九歩

五、シタヤマ団地 実測 三十一町歩

大字東川一番耕地千十番地外十七筆、台帳面積 六町二反六畝歩

六、コヤガタニ団地 実測三町八反七畝歩

大字七鳥一番耕地五百二十二番地、外二筆 土地台帳面積 一町一反八畝二十七歩

などであった。

弘形村持込のもの

一、本谷山団地 実測 二町八反歩

大字有枝 字本谷 八百九十五番地、外二筆 土地台

帳面積 九反一畝三歩

二、官行造村地 御山団地 実測百十六反七畝

大字日野浦 乙三百五十番地の一、外一筆 土地台帳

面積 十四町八反九畝歩

三、官行造林地 カマゲタ山団地 実測 百六十二町四

反歩

大字日野浦乙 二千二百九十八番地

土地台帳面積 六十町歩

等であった。

いよいよ昭和三〇年三月三〇日、過去六七年の長きに亘る仕七川村・弘形村・中津村半分の歴史を閉じて、ここに新しい美川村の誕生を見たわけである。

三月三十一日新村は発足したが、これからが大変である。

新村長・村議会議員の選挙・役場の組織作り・各種団体の統合の問題・新村建設計画譜の樹立・役場庁舎の建設・条例規則の制定・合併協定の具体化等々山積する諸懸案の早

急な解決などであったが、これらについては別項に譲り、新村の誕生の項を閉じることとしたい。